平成２４年（フ）第３１０号
岐阜県山県市大桑西雉洞1862番地２
破産者　株式会社大栄商会
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８８号
岐阜市三田洞東１丁目１番２号
破産者　有限会社メイコーコーポレーション
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９３号
岐阜市雄総桜町３丁目７番地
破産者　福村　節子
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９７号
岐阜県揖斐郡大野町大字大野852番地34
破産者　有限会社いびライス
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
静岡県富士市蓼原190番地の15
破産者　株式会社ヤマゼン
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１４８号
静岡県富士市大渕2971番地の20
破産者　有限会社富宣建設
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７６号
静岡県浜松市西区西山町2086番地の６
破産者　ケイアイユウ塗装有限会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
三重県多気郡明和町大字南藤原593番地１
破産者　野呂　卓生
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
三重県志摩市大王町船越1866番地11、前住所
三重県志摩市阿児町神明764番地91
破産者　山際美登里
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第５５１号
広島市西区己斐本町２丁目15番４号
破産者　広島防災管理株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５号
熊本県八代市泉町柿迫5941番地
破産者　亡原田英喜相続財産
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１６３号
大分市大字宮河内字貢迫4196番地の１
破産者　二豊防錆工業株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４４９号
川崎市川崎区渡田４丁目11番６号
破産者　有限会社高遠自動車修理工場
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３１号
群馬県富岡市藤木274番地１
破産者　株式会社ビーイング
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３３７号
埼玉県所沢市大字山口973番地の５
破産者　株式会社藤倉
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０１号
埼玉県所沢市西所沢１丁目16番18―601号ライオンズステーションプラザ西所沢
破産者　有限会社トール
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１１号
埼玉県深谷市蓮沼432番地１
破産者　関越フジフーズ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４７４０号
埼玉県さいたま市西区三橋５丁目254番地４神田ビル202号
破産者　株式会社ウイルコーポレーション
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１５９５号
東京都荒川区西日暮里１丁目24―４
破産者　山田銀景こと　申　　銀景
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４０２号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウエルカーサ秦野二番館105号
破産者　株式会社イーエムエス
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３０号
神奈川県小田原市荻窪317番地の１イセトヨビル２階
破産者　アーバンライフ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７５３号
愛知県春日井市鳥居松町６丁目45番地
破産者　有限会社林カネサダ商店
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
三重県伊賀市上野田端町1003、商業登記簿上の本店所在地三重県伊賀市上野中町2993番地
破産者　合名会社青山家具
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部